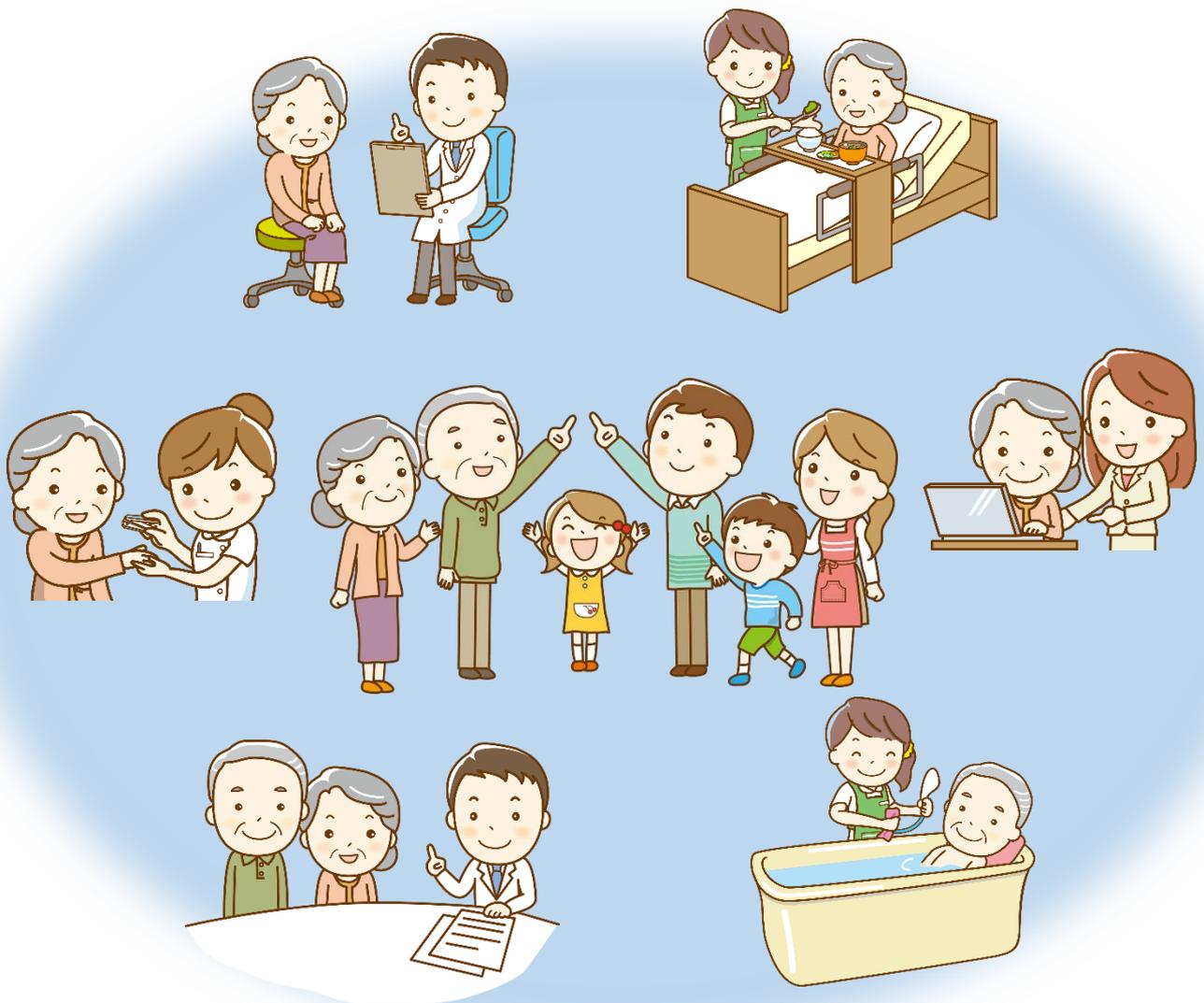


上牧町
第9期介護保険事業計画
高齢者保健福祉計画(案)
概要版



2024(令和6)年3月

上 牧 町

1 計画策定の趣旨

わが国の人口は、2008(平成 20)年の 1 億 2,808 万人をピークに減少過程に入っており、こうした人口の規模・構造の変化を背景として、団塊の世代全体が 75 歳以上となる 2025(令和 7)年、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代が急減する 2040(令和 22)年を見据えた対応が課題となっています。

本町では、2021(令和3)年度～2023(令和5)年度を計画期間とする「上牧町第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」(以下、「第8期計画」と言います。)を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。この計画は3年毎の見直しが定められた法定計画であることから、「第8期計画」の基本的な考え方と成果を継承しつつ、長期的視点からは2025(令和7)年、2040(令和22)年の双方を念頭に、さまざまな課題に取り組んでいくための計画として「上牧町第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」(以下、「第9期計画」と言います。)を策定します。

2 計画の法的位置づけ

「介護保険事業計画」は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第 117 条第1項の規定に基づき策定する計画です。

また、「高齢者保健福祉計画」は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第 20 条の8の規定に基づき策定する計画です。

「介護保険事業計画」及び「高齢者保健福祉計画」は、その目的、対象及び内容において、両計画の連携と調和を保つため一体的な計画として策定します。

本計画は、介護保険給付対象者のみならず、給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する総合的な計画です。

3 計画の期間

本計画は、3 年を通じ財政の均衡を保つものとして保険料算定の基礎となる介護給付対象サービス及び地域支援事業の量的見込み等について定めるため、2024(令和 6)年度を初年度として 2026(令和 8)年度を目標年度とする3か年計画として策定します。

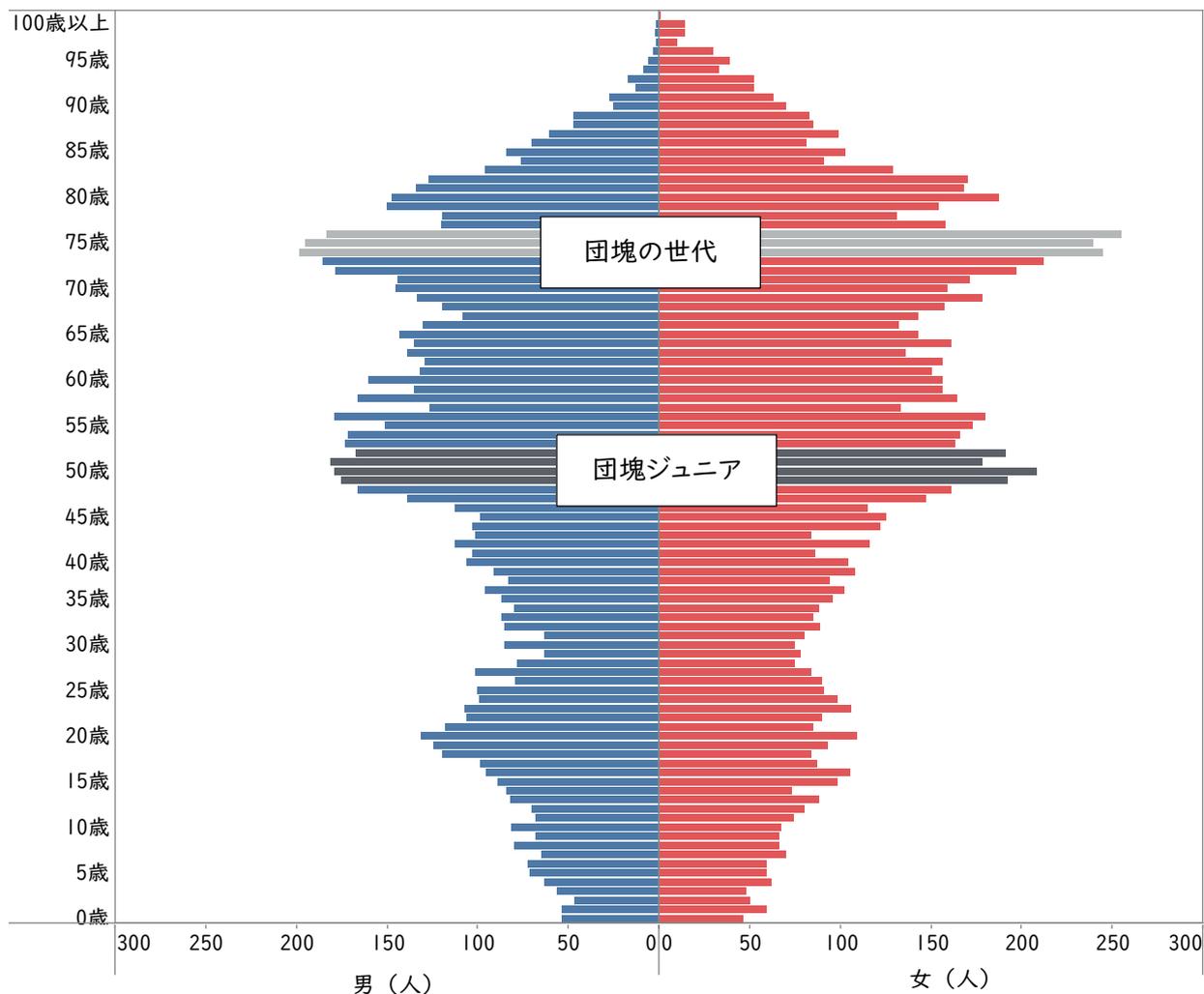
ただし、本計画では、こうした計画期間を超えて、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢期を迎える 2025(令和 7)年度や現役世代の急減が想定される 2040(令和 22)年度を見据えた中長期的視点の重要性を踏まえ、検討・策定しています。



4 高齢者を取り巻く現状

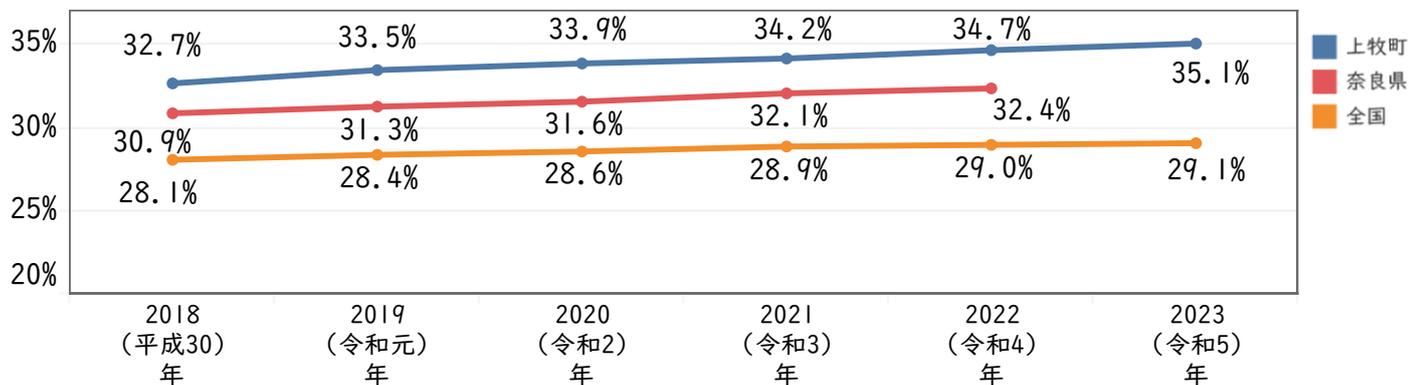
1 人口ピラミッド

2023(令和5)年10月1日現在の人口について、人口ピラミッドとして示すと次のようになっています。男女ともに、団塊の世代が最も多くなっており、その世代が75歳超の後期高齢者に移行しつつあります。



2 高齢化率

本町の高齢化率は、全国・奈良県よりも高い水準で推移している状況です。



5 計画の基本目標と基本方針

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画は3年の計画期間を設定していますが、人口減少の進展が地域によって異なるため、本町の実情に合わせることに加えて、長期的な視点を持つことを重要視して策定に取り組んできました。この取り組みは、地域全体の健康と福祉に対する持続的な支援を確保するために行われており、将来のニーズに対応する柔軟性と適応力を備えた計画の形成を目指しています。

この計画は、長期的な視点を持つことで地域のニーズに適切に対応し、住民の健康と幸福を促進するための包括的な戦略を策定するための重要なステップとなっています。計画の持続的な評価と調整により地域社会全体の質の向上を実現し、住民の健康と福祉を支えるために不可欠な取り組みとして進行中です。「第9期計画」においても、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える2025(令和7)年度や現役世代の急減が想定される2040(令和22)年度といった中長期的な視点からの計画策定が求められることなどから、本計画の基本目標についてこれまでの考え方を踏襲・継承しつつ、その深化・推進を図っていくものとします。

基本目標

高齢になっても 安心して住み続けられるまち

基本方針1 地域包括 ケアシステムの 深化・充実

本町は安心していつまでも住み続けられるまちづくりを目指し、地域包括ケアシステムを構築していますが、高齢化と人口減少の進行により地域課題は多様化・複雑化しています。核となる地域包括支援センターの機能強化や人材育成、在宅医療と介護の連携などによる公助・共助の充実に加え、住民主体の見守りなどの自助・互助の体制づくりにより、地域包括ケアシステムのさらなる深化・充実を目指します。

基本方針2 健康づくりと 介護予防の推進

高齢になっても安心して過ごすためには、健康寿命の延伸重要です。生きがいを持ち、地域での交流を深め活躍することで高齢者のQOL(生活の質)が高まります。いつまでも住み慣れた地域で自分らしく過ごせるよう、健康づくりと介護予防の取り組みを推進・強化します。

基本方針3 高齢者福祉の 充実

地域のきずなが希薄になる中で、高齢者は経済的な不安、社会的孤立、持病の悪化など様々な困難を抱えるリスクがあります。高齢になっても安心して住み続けられるためには、セーフティネットを構築し、困難に直面しても支え合える環境を整備することが重要です。高齢者福祉を充実させることで、いつまでも住み続けられるまちづくりを実現します。

基本方針4 介護保険事業の 充実・適正化

介護保険制度が導入されてから20年以上が経過し、介護サービスは充実してきていますが、そのニーズは多様化し複雑化しています。一方、生産年齢人口は減少しており、介護保険制度の持続可能性が問題となっています。高齢者の多様なニーズに対応した適切な介護サービスの提供や介護保険事業の充実を図り、同時に介護給付の適正化を図ることで持続的な介護保険制度の構築に努めます。

6 実施事業

【基本目標】【基本方針】

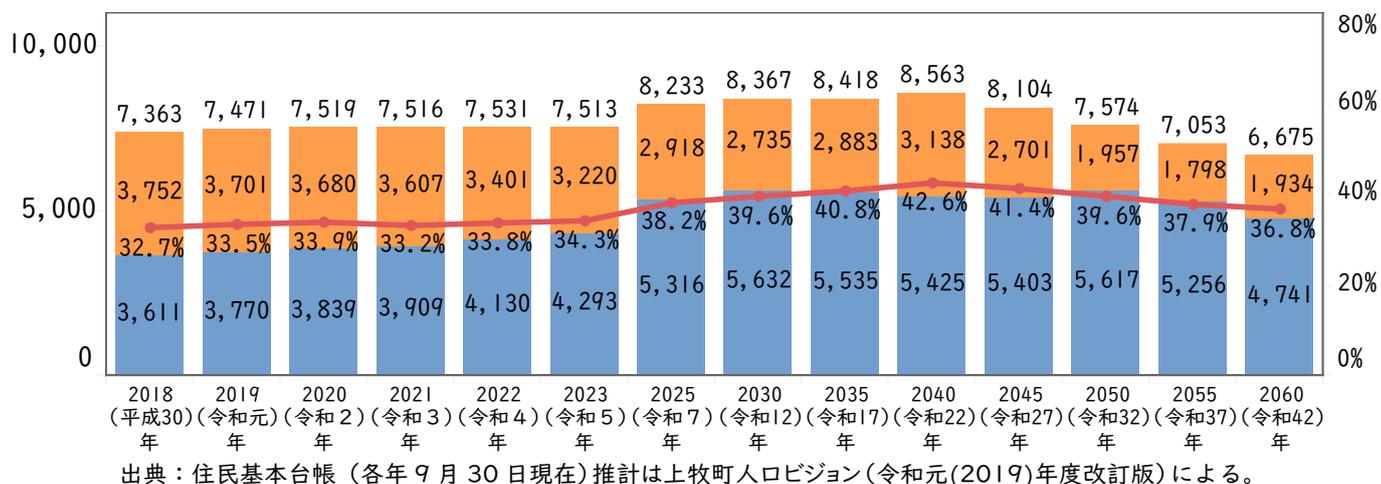
【方向性】

【実施する事業】

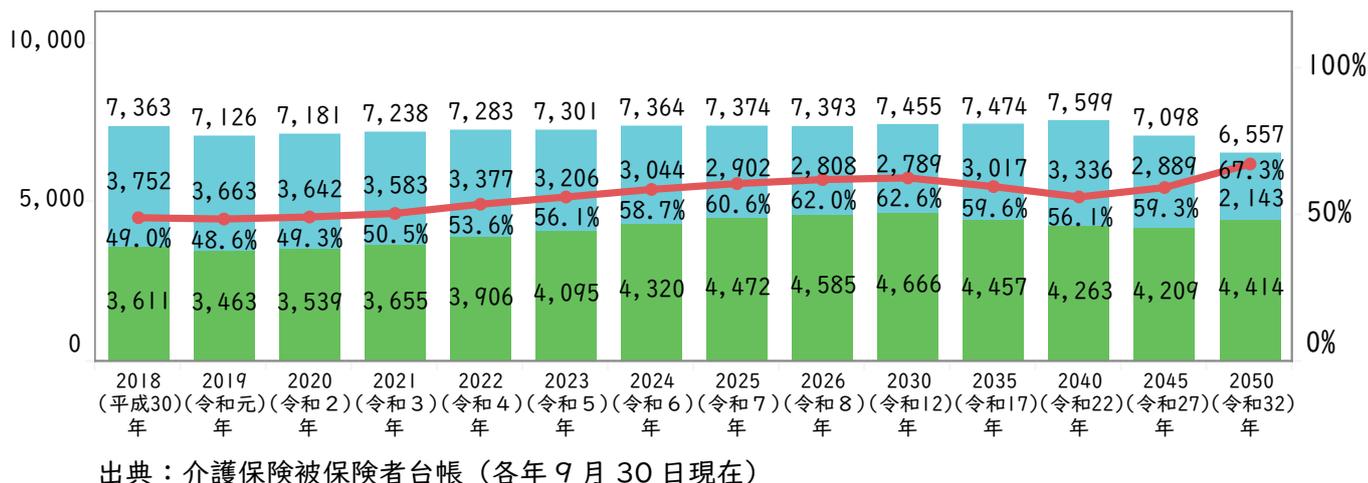
高 齢 に な っ て も 安 心 し て 住 み 続 け ら れ る ま ち	基本方針1 地域包括 ケアシステムの 深化・充実	(1) 地域包括支援センター の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 総合相談 ◆ 人材育成・資質向上 ◆ 地域包括支援センター運営委員会 ◆ 地域福祉庁内連絡会議【新規】
		(2) 地域包括ケアのネット ワークと人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活支援サポーターの養成と活動支援 ◆ 傾聴ボランティアの養成と活動支援 ◆ 協議体の開催 ◆ 上牧町ケアマネジャー連絡会の開催 ◆ 地域ケア会議の開催
		(3) 在宅医療・介護連携の ためのネットワークの 構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 西和メディケアフォーラムへの参加 ◆ 入退院調整ルールづくり ◆ 生き活き SNS の活用
		(4) 地域における見守りの 体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 配食見守り事業 ◆ 緊急通報見守り支援事業 ◆ 上牧町高齢者等見守りネットワーク事業 ◆ 避難行動要支援者名簿への登録の勧奨
	基本方針2 健康づくりと 介護予防の 推進	(1) 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康上牧21計画推進事業 ◆ 成人健康相談 ◆ 各種検診等 ◆ 高齢者の保健事業等介護予防の一体化事業【新規】
		(2) 介護予防の活動・普及 啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出前講座 ◆ 運動習慣教室（ハッピーライフ教室） ◆ ほほ笑みくらぶ【新規】 ◆ 地域体操教室 （ときめきクラブ・ためトレほほ笑みクラブ） ◆ 脳の健康教室 ◆ 高齢者教室 ◆ すこやかサポーター活動支援
		(3) 介護予防の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護予防活動支援事業【新規】 ◆ 地域介護予防サロン活動支援事業 ◆ シルバークラブ助成
	基本方針3 高齢者福祉の 充実	(1) 高齢者生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訪問理容サービス ◆ 緊急一時保護
		(2) 認知症総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症の正しい理解と認知症ケアパスの普及啓発 ◆ 認知症サポーターの養成 ◆ 上牧町キャラバン・メイト連絡会 ◆ 認知症初期集中支援チーム ◆ 認知症相談 ◆ 物忘れ相談プログラムの活用 ◆ おれんぢカフェ（認知症カフェ） ◆ おれんじハートの会 ◆ 上牧町高齢者等見守りネットワーク事業【再掲】
		(3) 権利擁護・高齢者 虐待防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 成年後見制度利用支援 ◆ 高齢者虐待防止の取り組み
		(4) 家族介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家族介護支援事業（紙おむつ支給） ◆ 徘徊感知機器利用助成事業
		(5) 住まい・環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活課題を抱える高齢者の措置入所による養護 ◆ サービス付高齢者向け住宅 ◆ 建物や道路のバリアフリー化の推進
		(1) 介護保険サービスの 充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 居宅サービス ◆ 地域密着型サービス ◆ 施設サービス
	基本方針4 介護保険事業の 充実・適正化	(2) 介護給付の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要介護認定の適正化 ◆ ケアプランの点検 ◆ 縦覧点検・医療情報の突合

7 将来の高齢者数、第1号被保険者数、認定者数の見通し

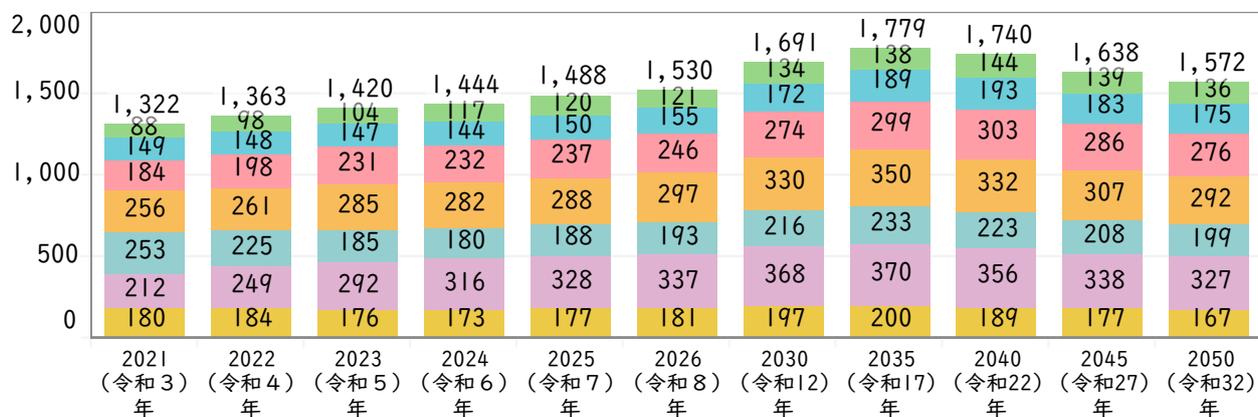
1 将来の高齢者数と高齢化率



2 将来の第1号被保険者数と75歳以上比率



3 将来認定者数



8 保険料の算出

1 総給付費(介護予防給付費及び介護給付費)の見込み

総給付費	第9期			参考
	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2030 (令和12) 年度
介護予防給付費(Ⅰ)	67,239	69,953	71,639	79,099
介護給付費(Ⅱ)	1,915,568	1,964,472	2,012,156	2,198,780
総給付費(Ⅰ+Ⅱ)	1,982,807	2,034,425	2,083,795	2,277,879

2 標準給付費、地域支援事業費の見込み

	第9期				参考
	合計	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2030 (令和12) 年度
標準給付費見込額	6,547,185	2,126,806	2,183,266	2,237,113	2,445,126
総給付費	6,101,027	1,982,807	2,034,425	2,083,795	2,277,879
特定入所者介護サービス費等給付額(調整後)	252,044	81,497	84,087	86,460	94,109
高額介護サービス費等給付額(調整後)	162,659	52,588	54,270	55,801	60,589
高額医療合算介護サービス費等給付額	24,000	7,500	8,000	8,500	9,837
算定対象審査支払手数料	7,455	2,414	2,485	2,556	2,711
地域支援事業費	278,936	88,600	96,312	94,024	85,694
介護予防・日常生活支援総合事業費	208,196	65,120	72,732	70,344	62,303
包括的支援事業及び任意事業費	70,740	23,480	23,580	23,680	23,390

3 第1号被保険者の保険料

介護保険制度においては、介護保険事業費の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として50%が被保険者の保険料、50%が公費とされています。

また、第9期においては、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者が賄うことになっています。

介護保険事業は、市町村が保険者となり、事業を運営します。

第1号被保険者の保険料については、介護保険事業費の見込みに応じてそれぞれの保険者で決定します。なお、介護保険制度では、3年を1期として介護保険事業計画を策定し、保険料についても原則として3年間同額とされています。

介護保険事業費の推計をもとにした第9期の保険料基準額は、年額69,600円(月額5,800円)となります。

第9期の介護保険料 基準額 年額69,600円 (月額5,800円)

9 第1号被保険者の第9期介護保険料額(所得段階別)

所得段階については、負担能力に応じた保険料設定等の観点から、住民税課税層についての多段階化を行い、第9期では16段階による保険料設定を行います。

段階	対象者要件		保険料額		
			負担割合	年額(円)	月額(円)
第1段階	生活保護受給者、世帯非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下		0.455*	31,700	2,642
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	0.685*	47,700	3,975
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.69*	48,000	4,000
第4段階	本人が住民税非課税で世帯員に課税者がいる	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.9	62,600	5,217
第5段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	1 基準額	69,600	5,800
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満		1.15	80,000	6,667
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が160万円未満		1.2	83,500	6,958
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円未満		1.3	90,500	7,542
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満		1.4	97,400	8,117
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円未満		1.5	104,400	8,700
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が350万円未満		1.6	111,400	9,283
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円未満		1.7	118,300	9,858
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円未満		1.9	132,200	11,017
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円未満		2.1	146,200	12,183
第15段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円未満		2.3	160,100	13,342
第16段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上		2.4	167,000	13,917

*: 公費による保険料軽減が実施される場合には、国の示す対象段階や軽減割合に従い、保険料を軽減します。

上牧町第9期介護保険事業計画高齢者保健福祉計画 概要版

2024(令和6)年3月

発行: 上牧町 健康福祉部 生き活き対策課

住所: 〒639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3245-1 上牧町保健福祉センター内

電話: 0745-79-2020 FAX: 0745-79-2021